

しごとサポート!



平成31年 新年特別号

文京区障害者就労支援センター (開所時間 月～金 8:30～17:00)

〒113-0033 文京区本郷4-15-14文京区民センター1階 ☎03-5805-1600 📠03-5805-1601 E-mail: daihyo@bunkyo-shuroushien.jp

※障害のある方が安心して働き続けることができるように、仕事に関する相談や支援を行っている文京区の支援機関です。

障害者雇用について考える。 誰もが働きやすい社会、暮らしやすい地域づくり



障害のある人の「働く」ことへの関心が高まっています。障害や病気と上手に付き合いながらその人らしい「働く」を実現していくという考え方の広まりと、障害のある人の就労を応援する制度や雇用する企業を支援する制度が整ってきました。また、近年の労働力不足の中で、これまで社会の中で十分に発揮されてこなかった労働力が見直されています。誰もが生き生きと働き、暮らす社会づくりがもとめられています。

●全国で「障害」のある人の数は?

およそ936万人で、人口千人当たりの人数で見ると、身体障害者は34人、知的障害者は9人、精神障害者は31人。(平成30年障害者白書より)

およそ936万人

国民のおよそ7.4%が何らかの障害を有している

●民間企業で働いている人は?

たくさんの障害のある方が社会で活躍しています。特に精神障害のある方の雇用が増えています。(平成29年「障害者雇用状況」より)

180,965.0人

身体障害者 127,568.5人
知的障害者 33,996.5人
精神障害者 19,400.0人

※週30時間未満20時間以上働く方は0.5とカウントしています。

●障害雇用は法律で決められている。

「障害者雇用促進法」という法律で、従業員45.5人以上の企業は雇用が義務化されています。「障害者雇用率制度」といいます。

全従業員の2.2% (45.5人に1人)以上の割合で雇用しなければいけない。

※国・地方公共団体は2.5%

※平成30年4月より2.0%から2.2%に変更になりました。

●障害者雇用に関心が集まっている。

昨今ではダイバーシティ(多様性の受容)やCSR(企業の社会的責任)、ESG投資(注)が企業経営のキーワードになっており積極的に取り組む企業が増えています。

ダイバーシティ/CSR/ESG投資

●職場でどんな配慮をすればいいの?

ひとり一人が能力を発揮できるように環境を整えます。障害の特性に応じて「わかりやすく伝える」「働く時間などを柔軟にする」などがあります。

合理的配慮

※障害者雇用促進法律では、職場の「合理的配慮」が義務化されています。

●どんな仕事をしているの?

製造業やサービス業、オフィスでの事務作業など様々な分野に雇用の場は広がっています。その人に合った仕事を「切り出す」工夫がポイントです。

仕事の切り出し

区内企業の障害者雇用を応援しています。

文京区障害者就労支援センター

- ・障害者雇用に関する相談(採用、業務内容、理解促進等)
- ・雇用管理や配慮に関する相談
- ・障害者の職場体験(区制度)の受け入れについての相談

※お気軽にお問い合わせください。